

第46回小野まつり 屋台村出店の手引き

- (1) 主催 第46回小野まつり実行委員会
- (2) 出店日時 2023年8月19日(土) 15時～21時
2023年8月20日(日) 11時～21時
※2日とも出店することを厳守。
- (3) 出店場所 小野市うるおい交流館エクラ周辺

申込みにあたって

- (1) 出店種別 飲食店および飲食を主とする販売
 ※保健所が発行する露店の営業許可証をお持ちの方に限る。
 ※許可がない方は、保健所(加東健康福祉事務所食品薬務衛生課 0795-42-9371)に問い合わせる。
 ※営業の種類で「自動車」となっている場合は自動車のみの営業とする。
 ※営業の種類には「喫茶店営業」「飲食店営業」「菓子製造業」があり、それぞれで許可されたものおよび許可条件に該当しているもののみ提供することができる。
 ※営業所の所在地には小野市が含まれていること。
- (2) 出店資格 小野市内で飲食業を営む者。
 本年4月1日時点で、北播磨および東播磨地域の商工会議所・商工会に所属する個人及び団体(所在地が北播磨または東播磨地域に限る)、または第46回小野まつり実行委員会が認めた非営利団体のいずれかに該当する者。
 ※屋台村と露天商の両方に申し込むことはできません。
 ※20歳未満だけの申し込みは不可。
 ※市民屋台村として相応しくない又は主催者の指示に従わない場合は出店不可。
- (3) 出店料 1コマ(3.6m×2.7m) 40,000円
 ※1店舗につき2コマまで
 ※出店料の支払いは、7月10日(月)開催の説明会当日から7月28日(金)締切日に確認できない場合、出店不可(ブースの用意はない)。
 ※徴収後は、全ての小野まつり事業が完全中止以外一切返金なし。
 ※原状復帰にかかる費用が生じる場合には別途請求。
- (4) 出店料に含まれる備品
 テント(照明付)
 電源(100V 合計1,500Wまで、コンセント2口)
 ※備品の有償レンタルおよび電源の追加工事については要相談。

※ブレーカーが落ちないように容量を十分に確認すること。

- (5) 申込方法 下記 QR コード【申込書】フォームより必要事項を入力の上、保健所が発行する許可証の画像を添付し、お申し込みください。
※【申込書】フォームからの申し込みに限る。



【申込書】フォーム

(6) 締切日 6月16日(金) 17時まで

(7) 申し込みにあたっての注意事項

- ①下記 QR コード【補助者】フォームより営業補助者全員の必要事項を入力の上、7月10日(月)の説明会終了後から7月28日(金)までに申し込みのこと。
※当日の出店代表者、営業補助者の変更・追加は不可。変更・追加があったことが判明した場合は、翌年の出店は不可。



【補助者】フォーム

- ②出店コマ数に限りがあるため、申し込み多数の場合は抽選。
③通知書を郵送するため、郵便物の届く住所を正確に記入のこと。
郵便物が届かない場合は出店不可。

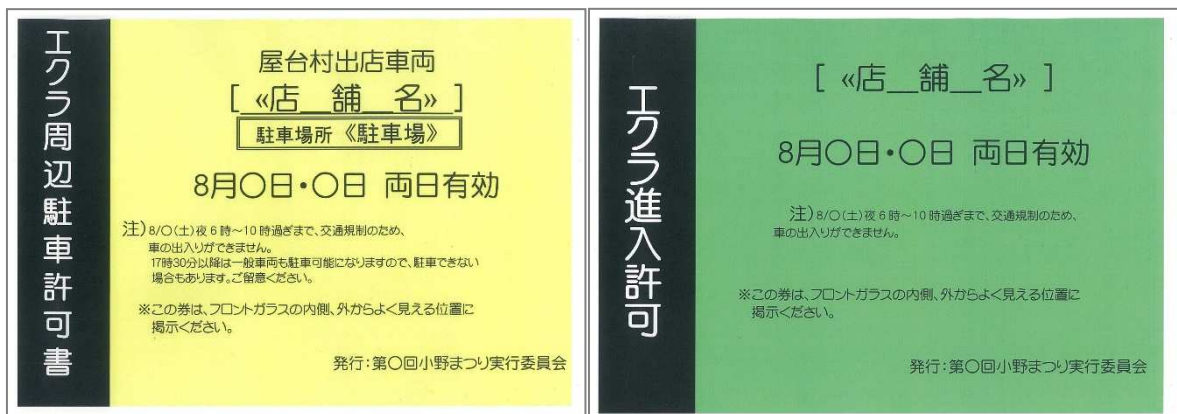
説明会について

- (1) 開催日時 7月10日(月) 10:00～
(2) 開催場所 小野市うるおい交流館エクラ 大会議室
(3) 対象者 実行委員会が出店を許可し、通知書が届いた個人及び団体。

- (4) 内 容 出店に係る説明および出店場所の抽選。
 ※抽選後の出店場所の変更不可。
 ※欠席の場合は実行委員会が抽選する。
 ※説明会当日から出店料受付。7月28日(金)締切。

搬入について

- (1) 搬入日時 8月19日(土) 13:00~14:05
 ※時間指定。搬入時間(30分間)は、荷物を降ろす時間のみ。
 降ろしたあとはすぐに車両を移動し、その後テント内の準備をする。
 ※決められた時間以前に搬入希望の際は必ず連絡のこと。
 8月20日(日) 7:30~9:00
 ※交通規制のため、9:00以降は搬入禁止。
 以降は台車のみ可。
- (2) 駐車・進入 ①駐車券 1コマに1枚発行。
 通行および駐車可能(駐車場所は指定)。
 フロントガラスに貼り付けること。
 ②通行許可証 希望者のみ発行。
 1店舗に1枚。
 通行のみ(駐車不可)。
 フロントガラスに貼り付けること。



<駐車券>

コピー不可

<通行許可証>

- ※許可証を持たない車両の通行及び駐車は、いかなる場合であろうとも認めない。
 ※駐車スペースの関係上、普通乗用車程度より大きい車両は事前に申請のこと。
 ※イオンには絶対に駐車しないこと。
- (3) 搬入経路 車で通過できるところ、通行の方向、台車のみで搬入するところを確認し、厳守すること。

※特に以下の点を厳守のこと。

- ・最徐行で一方通行のこと。
- ・切り返し、急発進、急ブレーキ厳禁。
- ・荷物の積み降ろしは通路を確保して行うこと。
- ・車種は2 t 車まで。2 t 車以上のときは要相談。



※指定時間以外の会場への車両の乗り入れは不可。
追加の場合は台車等を利用のこと。

出店にあたって

(1) 営業日時 8月19日(土) 15:00~21:30

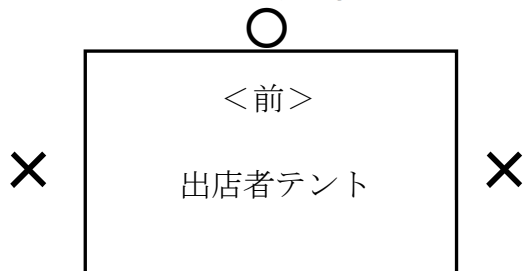
8月20日(日) 11:00~21:30

※21:30を過ぎてからの調理および販売行為は一切認めない。
並んでいても販売を中止すること。中止しない場合は、即時出店禁止。一日目に違反した場合、翌日も出店禁止。

※実行委員会から個々のお客さんへの、販売終了の直接の通達はしません。

(2) ブースについて 使用できるスペースはテント内のみとする。

①側面での販売不可。



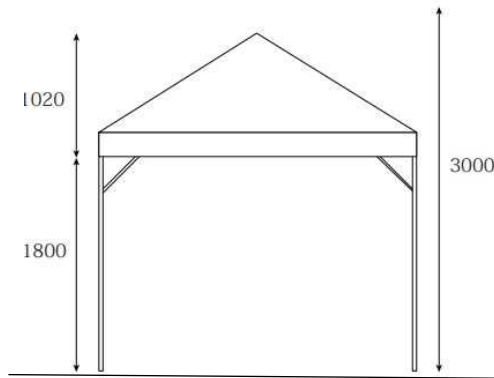
②テントの外に荷物を置かない。



- ③ テント内およびテント周辺での飲酒不可。
- ④ 電源は、すべて主催者で準備。発電機及びガソリン等の燃料の持ち込みは一切禁止。
- ⑤ 店範囲の床は段ボールなどを敷き必ず養生すること。
- ⑥ 店舗ごとに、出店内容にかかわらず必ず、消火器（10型推奨）を設置すること。

※消防署による消火器の設置確認あり。

(3) 看板類について 「のぼり」「看板」の高さは3.0mまでとする。



※テント前（通路）に看板等を置かないこと。

※テント以外の場所（エクラをはじめとする建造物等）にのぼりや看板を設置しないこと。

※実行委員会が用意している店舗名の看板はよく見える位置に表示する。

※看板は過度な装飾を施さないこと。

(4) 出店にあたっての注意事項

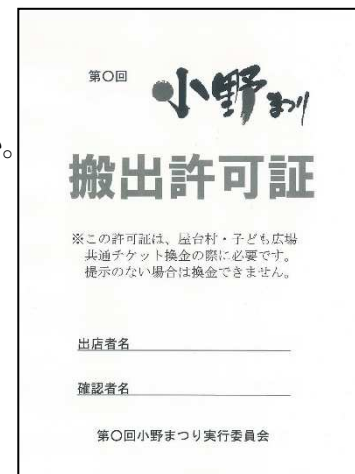
- ① 水道水は給水のみ。また、共同のため協力し合って使用すること。
- ② 飲料水等の販売はビン以外の容器（缶、ペットボトル、紙コップ等）を用いること。
- ③ 行商による販売は禁止。指定された店舗内での販売に限る。また、各店舗の営業を尊重し、他の店に迷惑をかけないこと。
- ④ 芝生および路面の養生については責任をもって実施すること。また、会場施設及び備品等に損傷を与えた場合は原状復帰にかかる費用を負担すること。※店舗の周辺も含む。
- ⑤ 売上金等の管理は、出店者の責任において行うこと。また、釣り銭等は出店者側で準備する。エクラ他近隣施設では両替不可。
- ⑥ 20歳未満にアルコールの販売はしないこと。疑わしい場合は身分証明書を確認のうえ販売すること。
- ⑦ 出店代表者および営業補助者申込書に記載のない方は従事者として認めない。

※警察より、直接の指導チェックあり。

- ⑧ 出店者はマスクなどの着用や手先消毒用アルコールを設置するなど、感染防止対策に努めること。
- ⑨ 喫煙場所以外では敷地内全面禁煙。

搬出について

- (1) 一日目の搬出 8月19日(土) 22:00以降(警察と協議のうえ、決定)
※22:30に消灯。解除後速やかに撤収できるように準備しておくこと。また、搬出は22:30までに完了すること。
※電源が切れるため、食材は持って帰ること。
- (2) 二日目の搬出 8月20日(日) 22:00以降(警察と協議のうえ、決定)
※22:30に消灯。解除後速やかに撤収できるように準備しておくこと。また、搬出は22:30までに完了すること。
テント内の撤収が終わったら、随時スタッフのチェックを開始。チェック後、実行委員会が搬出許可証を発行する。搬出許可証はチケット換金に必要なため、出店者で保管すること。
※車両も撤収して、搬出完了とする。
※チェック項目は以下のとおり。
・ 出店場所に損傷はないか。
・ ゴミや残飯などの不始末はないか。
・ 備品等の損傷や汚れはないか。
- (3) 搬出経路 搬入経路と同じ要領とする。



< 搬出許可証 >

衛生・ゴミの処理について

- ①食中毒防止(特にO-157)のため、出店テント内に手洗い用の給水タンク及び消毒液を備えておくこと。また、メニューは保健所の許可しているものに限る。
- ②各店舗のゴミ・残飯類は必ず各自で回収し、持ち帰ること。
万が一、ゴミ等が発見された場合は、ゴミ等の個別撤去に要した費用を負担すること。
- ③残り汁等を会場内の洗い場や側溝に絶対流さないこと。
- ④油等を使用する場合は、出店場所および搬入経路が汚れないようブルシートを敷いた上に段ボールを敷く等の養生をすること。出店場所および搬入経路が汚れた場合は出店者の責任において原状復帰すること。
- ⑤各店舗の周辺にゴミがあった場合は率先して回収すること。
- ⑥無人のテントに食品を置かないこと。

屋台村・子ども広場共通チケットについて

- (1) チケットについて 小野まつり屋台村をより多くの皆様にご利用して頂けるよう、「屋台村チケット（金券）」制を導入。「子ども広場」との共通チケットとして販売することにより、更に多くの皆様にご利用頂くことを目的とする。
- (2) チケット内容 50円チケット11枚綴りが1組 500円
(50円単位で切り取って使用できるもの)
チケット販売所は、屋台村会場内と子ども広場会場に設置。
- (3) チケット利用者 黒 ⇒ 一般の方々（事前販売・当日販売）
赤 ⇒ おの恋ハイキング参加者
(チラシ1枚につきチケット2枚添付)
青 ⇒ 小野まつりスタッフの一部（昼食・夕食代として支給）
緑 ⇒ 神戸電鉄粟生線活性化協議会
(割引きチケットに4枚添付)
※50円単位で切り取って使用。不足分は現金で徴収。
※回収したチケットは換金に必要。出店者側で責任をもって保管すること。
※回収したチケットを他店での購入および釣り銭として使用しないこと。
※チケットの利用拒否はできない。
- (4) チケット換金 換金額：50円チケット1枚分を45円として換金。
換金期間：8月21日（月）～27日（日）
9：00～20：00
※22日はエクラ休館日のため受付できません。
換金方法：チケットを色別に貼り（A4用紙に11枚×4列）、
搬出許可証とともに
①事務局にて換金：
小野市うるおい交流館エクラ受付窓口まで持参。
※印鑑と5万円以上の場合収入印紙（200円）も持参する。
②郵送・振込みにて換金：
振込依頼書を同封し、書留（普通郵便不可）で事務局宛てに送付する。その際の手書留送料及び振込手数料は出店者負担。

中止の場合について

中止の場合は、8月19日（土）午前10時に決定

8月20日（日）午前7時に決定

※中止の場合、出店に係る材料等の保証なし。

※全ての小野まつり事業が完全中止となったときのみ出店料を全額返金。

過去の出店禁止および注意警告の例

◆無期限の出店禁止の例 ※レッドカード

- ・他の出店者への暴言および暴力。
- ・終了時間を過ぎても調理・販売をした。
- ・実行委員の指示に従わなかった。
- ・実行委員が注意喚起した際、暴言を吐いた。
- ・実行委員会に異議申し立てをした。
- ・20歳未満に飲酒させた。
- ・名義貸しをした。

◆注意警告の例（複数回警告があった場合は無期限の出店禁止） ※イエローカード

- ・ゴミを残して帰った。
- ・火気の後始末が不十分であった。
- ・芝生を焦がした（原状復帰にかかる費用を徴収）。
- ・駐車券をコピーして使用した。
- ・1人の代表から、2店舗分の換金要求があった。
- ・テント以外のスペースを占有した。
- ・所定の場所以外に看板を設置した。
- ・飲食以外の物品を大量に販売した。
- ・搬入搬出の際、通行時間・一方通行等を守らなかった。
- ・搬入搬出時間を守らなかった。
- ・終了時間を過ぎても、販売を行った。
- ・回収したチケットを他店で使用した。
- ・回収したチケットを釣り銭として使用した。
- ・出入業者が搬入搬出時間を守らない。
- ・食材を自然解凍していた（露店営業として相応しくない行為）。
- ・店舗前や店舗裏の場所を占有し宴会をしていた。
- ・事前に提出済みの名簿以外の従事者がいた。
- ・店舗に消火器を設置していなかった。 等

出店禁止（レッドカード）・注意警告（イエローカード）のルールについて

※第 46 回小野まつりより以下のようにルール付けを行う。

①注意警告（イエローカード）は 2 回連続で出店禁止（レッドカード）となる。

②出店禁止（レッドカード）について

- ・ 1 回目の場合は次回から 3 回出店禁止。
- ・ 2 回目の場合は無期限に出店禁止（お断りする）。

※過去に出店禁止の通知を受けた店舗の代表者及び補助者すべてが対象。

③第 46 回以前の出店禁止（レッドカード）について

- ・ 第 47 回より出店可能。以後レッドカードを受けた場合は、2 回目になるので、無期限に出店禁止（お断りする）。

※過去に出店禁止の通知を受けた店舗の代表者及び補助者すべてが対象。

上記、イエロー・レッドカードは、それぞれの該当行為があった場合、その場で実行委員が宣言する（代表者だけでなく、補助者も対象）。宣言を受けた店舗には、それぞれ色のついた紙に店舗名を記載し、渡す。後日発覚した場合は、郵送にて通知する。

<出店禁止期間の図表>

（例）

①の場合

第 46 回	第 47 回	第 48 回	第 49 回	第 50 回	第 51 回
イエロー	イエロー	出店禁止	出店禁止	出店禁止	出店可能

もしくは、

第 46 回	第 47 回	第 48 回	第 49 回	第 50 回
イエロー 2 枚	出店禁止	出店禁止	出店禁止	出店可能

②の場合

第 46 回	第 47 回	第 48 回	第 49 回	第 50 回
レッド	出店禁止	出店禁止	出店禁止	出店可能

③以前のレッドカード保持者

第 39 回	第 40 回	第 41 回	第 42 回	第 45 回	第 46 回
レッド	レッド	レッド	出店禁止	出店禁止	出店禁止

※3 回出店禁止となっているため、第 47 回より出店可能となる。

誓約書について

誓約書に記載の事項についても厳守のこと。

1. 小野まつり屋台村の出店については、小野まつり実行委員会の指示に従います。
2. 出店にともなう備品及び商品・食材等の搬入・搬出は、小野まつり実行委員会の指示に従い、指定時間を遵守します。また、搬入した備品及び商品・食材等の管理・保全是、出店者が責任をもって行い、主催者にその責を負わせません。
3. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同法同条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、小野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
4. 私は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
5. 出店に関し、他人にその名義を貸しません。
6. 会場およびその周辺において、粗野または乱暴な言動や刺青を見せたりする等の周囲の人に迷惑を掛け、または不安を与えるような行為は行いません。
7. 補助者として、暴力団員、暴力団密接関係者および上記6に規定する行為を行う者を従事させません。
8. 小野市暴力団排除条例を遵守し、暴力団の威力の利用や、財産上の利益を供与する行為を行いません。
9. 暴力団を排除するため、申請書および添付書類が関係機関に提出されることに同意します。
10. 会場内の車両通行は徐行で進行し、乱暴・粗暴な運転をしません。また、通行禁止区域・許可された道路及び時間帯以外は通行しないとともに、指定された場所以外での駐停車禁止を守り、事故の防止に努めます。
11. 営業時間は、小野まつり実行委員会で取り決めた営業時間を厳守します。
12. 飲食物の販売に関しては、生ものの出品は控えるとともに、保健所の許可を取れるものであって食品衛生に十分留意し、食中毒、その他事故のないよう安全に食品を提供できるよう最善を尽くします。また、品目、調理方法等について実行委員会もしくは保健所から指示があった場合は、それに従います。
13. 販売した食品により食中毒等の事故が発生した場合は、出店者の責任において迅速且つ誠実に善処いたします。
14. 安全面に配慮し、募集要項等の注意事項を遵守します。
15. ゴミ及び残飯は、必ず責任を持って持ち帰ります。万が一、不手際があった場合は、処分費用として金壱万円を速やかにお支払いいたします。
16. 搬出後、出店場所に汚れが見つかった場合は、原状復帰にかかる費用を負担します。
17. （代表者用）出店の手引きを全従事者に理解させたくて出店します。
（従事者用）出店の手引きを理解したうえで従事します。
18. 本誓約書に違反し、出店許可を取り消された場合は、一切不服を申し立てず、即刻店舗を閉鎖します。あわせて、今後出店不許可となっても異議申し立ていたしません。

屋台村出店スケジュール

日 程	内 容	詳 細
6月16日(金)17時まで	申し込み受付	QRコード【申込書】フォームより必要事項を入力の上、保健所が発行する許可証の画像を添付し、お申し込みください。 ※【申込書】フォームからの申し込みに限る。
7月初旬	説明会案内送付	出店可能な方に案内を送ります。
7月10日(月)	出店者説明会	出店に関する説明および場所の抽選を行います。 この日から出店料を受け付けます。
7月28日(金)	出店料締切り 営業補助者申し込み締切り 備品申し込み締切り 店舗名変更締切り メニューの変更締切り 通行許可証の申し込み締切り	QRコード【補助者】フォームより営業補助者全員の必要事項を入力の上、お申し込みください。 ※締切り厳守 ・備品の申し込みやメニューの変更は、説明会終了後から下記【備品申込】【出店内容変更】フォームよりお申し込みください。
8月7日(月)ごろ	駐車券等、最終連絡の送付	
8月21日(月)から 27日(日)	屋台村・子ども広場共通チケット換金 備品代締切り	



【出店内容変更】
フォーム



【備品申込】
フォーム